

## 秋田市PTA連合会表彰規程

(表彰の目的)

第1条 本規程は、PTAの振興発展に貢献し、その功績顕著なるものを表彰し、もって教育の向上と文化の振興発展に寄与することを目的とする。

(表彰の範囲)

第2条 PTAの振興発展に尽くし、表彰に値すると認められる業績又は行為のあった個人及び団体とする。ただし、表彰は同一の個人については、小学校PTA過程において1回、中学校PTA過程において1回とし、団体については、1回に限らないものとする。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行う。ただし、副賞として記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年1回総会において行う。ただし、特に必要のあるときは、臨時に行うことができる。

(表彰の手続)

第5条 単位PTAは、表彰に該当すると認められる個人があるときは、内申書を提出するものとする。

2 本会独自の表彰を行う場合及び団体の表彰を行う場合の内申は、事務局長が行う。

3 内申書の様式は、別に定める。

第6条 被贈呈者は、前条の規定により内申のあったものから選考委員会が決定する。

(選考委員会)

第7条 表彰を公正、且つ適切に行うため、選考委員会を置く。

2 選考委員会は、常任委員会の構成員及び会長が必要と認めた者をもって組織する。

(雑 則)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成7年5月13日から施行する。

2 この規程の施行前の「秋田市PTA連合会表彰規程」は、廃止する。